

ID: 417

担当部署: 上下水道部 水道業務課

<p>処分の概要</p>	<p>給水の停止</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市水道事業給水条例 第40条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成9年条例第1号</p>		
<p>【根拠条文】 (給水の停止) 第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。 (1) 水道の利用者が、第10条の工事費、第23条第4項の修繕費、第27条の料金、第33条の分担金又は第35条の手数料を指定期限内に納入しないとき。 (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく、第28条の使用水量の計量、第37条及び第38条の検査を拒み、又は妨げたとき。 (3) 給水装置を汚染するおそれがある器物又は施設と連結して使用する場合等において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成28年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 377

担当部署: 上下水道部 水道業務課

<p>処分の概要</p>	<p>過料</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>芦屋市水道事業給水条例 第42条及び第43条</p>		
<p>例規番号</p>	<p>平成9年条例第1号</p>		
<p>【根拠条文】 (過料) 第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。 (1) 第6条の承認を受けないで給水装置の工事をした者 (2) 正当な理由がなくて、第20条第2項のメーターの設置、第28条の使用水量の計量、第37条及び第38条の検査又は第39条及び第40条の給水の停止を拒み、若しくは妨げた者 (3) 第23条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者 (4) 第27条の料金、第33条の分担金又は第35条の手数料の徴収を免れようとして詐欺、その他不正の行為をした者 (料金等を免れた者に対する過料) 第43条 市長は、詐欺、その他不正の行為によって第27条の料金、第33条の分担金又は第35条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成28年4月1日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>